国の地方支分部局等における行政サービスの改善に関する行政評価・監視 一利用者サービスの推進及び安全・利便の確保の取組状況を中心として一の結果

1 ホームページにおける情報の提供及び個人情報保護対策

ホームページ等による情報提供について、各府省は、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(平成16年11月12日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(以下「指針」という。)に基づき、ホームページを作成する場合は、ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS X 8341-3)を踏まえ、ページ内にある画像等の非テキスト要素に代替テキストを設定し、音声読み上げソフトに対応させる等、高齢者及び視覚障害者に配慮したページとするとともに、サイトマップの設置、ページタイトルの付与及び現在位置の表示により、国民が迅速に掲載情報へアクセスできる環境を整備し、国民の利便性に配慮した分かりやすいホームページを作成することとされている。

また、政府は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定。以下「方針」という。)の中で、官民の幅広い主体に対し、方針に則して、適切な情報セキュリティシステムの整備等、国民の個人情報を保護するための取組を行うことを求めている。

ホームページを活用した国民からの相談、申請等の受付を実施し、受付の際に国民の氏名や電話番号などの個人情報を収集する場合、当事者以外の者による成りすましやデータの改ざん、盗み見等を防ぐために、各府省は、方針に則し、SSL(通信の暗号化)等の情報セキュリティシステムをホームページに導入することで、国民の個人情報の保護を行うことが必要と考えられる。さらに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第12条では、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することが認められており、指針においても、各府省は、ホームページに情報公開の手続に関する情報を掲載することとされている。

九州管区行政評価局は、平成 18 年度に「国の地方支分部局等における行政サービスの改善に関する調査 – 安心かつ利用しやすい行政サービスの推進を中心として – 」(以下「前回調査」という。)を実施し、福岡県及び佐賀県に所在する 29 機関について、上記の観点からホームページの作成状況を調査した結果、12 機関に対し、ホームページによる情報提供の充実及び個人情報保護対策の実施について改善を求めている。

今回、これら 12 機関について、ホームページの改善状況を確認した結果、以下のとおり、6 機関において、前回調査で指摘した事項が未改善となっている状況がみられた。

- ① ページ内の画像等の非テキスト要素に代替テキストを設定しておらず、音声読み上げソフト に対応できないことから、高齢者及び視覚障害者にとって不便なもの(7機関中3機関未改善)
- ② ホームページ内のサイトマップの未設置、ページタイトルの未設定、現在位置の未表示など 利用者の利便に配慮していないもの (7機関中2機関未改善)

- ③ 利用者の個人情報を入力させるフォームを設置したページに SSL(通信の暗号化)が導入されておらず、個人情報の保護が行われていないもの(3機関中3機関未改善)
- ④ ホームページ上で個人情報の開示請求等の手続に関する情報提供が行われていないもの(3 機関中1機関未改善)

なお、前回調査でホームページにプライバシーポリシーを明示していなかった 2 機関は、改善措置を講じていた。

したがって、関係行政機関は、ホームページにおける利便性の向上、個人情報保護対策の推進 及び提供情報の充実を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① ページ内に掲載した画像に代替テキストを設定し、音声読み上げソフトに対応させる等、高齢者及び視覚障害者に配慮したページとすること。
- ③ 氏名等、国民の個人情報を入力させるページの通信暗号化を行うこと。
- ④ 個人情報の開示請求等の手続に関する情報をホームページに掲載すること。

2 バリアフリー対策等の実施状況

(1) バリアフリー対策の実施状況

国の地方支分部局等が入居する庁舎は、高齢者や身体障害者など多くの人が利用する施設であり、高齢者や身体障害者などが安全にかつ安心して利用できる施設であることが求められている。

高齢者や身体障害者などが利用しやすい施設とすることを目的として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)が平成18年12月20日に施行されており、一定の建築物の建築主等(建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者)に対し、建築物の構造及び設備について必要な措置を講ずることが求められている。

バリアフリー法の対象となる建築物は、同法第2条第16号の特定建築物又は同法同条第17号の特別特定建築物であり、国の地方支分部局等が入居する庁舎は、特定建築物又は特別特定建築物のいずれかに該当し、建築等に当たって講ずべき措置は、以下のとおりとされている。

〇特別特定建築物

床面積が 2,000 ㎡を超える特別特定建築物を建築する場合は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「バリアフリー法施行令」という。)第 11 条から第 23 条までに規定する基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させ(バリアフリー法第 14 条第 1 項)、建築物移動等円滑化基準への適合状態を維持することが義務付けられている(バリアフリー法第 14 条第 2 項)。

なお、バリアフリー法施行前に建築された特別特定建築物については、建築物移動等円滑化基準に適合していなくても法令違反ではないものの、建築物移動等円滑化基準に適合させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない (バリアフリー法第 14 条第 5 項)。

また、床面積が 2,000 ㎡に満たない特別特定建築物についても、建築物移動等円滑化基準に適合させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない(バリアフリー法第 14 条第 5 項)。

〇特定建築物

特定建築物を建築しようとするとき及び特定建築物の建築物特定施設(出入口、廊下、階段等)の修繕又は模様替をしようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない(バリアフリー法第16条第1項及び第2項)。

今回、当局及び佐賀行政評価事務所が、福岡県及び佐賀県に所在する国が管理する 40 庁舎 (合同庁舎(注1)及び単独庁舎) を調査した。調査した 40 庁舎の全ては、バリアフリー法に基づく基準適合努力義務庁舎であるが、これら庁舎について、建築物移動等円滑化基準への適合状況を調査した結果は、以下のとおりである。

(注1) 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第2条第3項に基づく2以上の各省各庁の長が使用する庁舎

ア原下、階段

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(点状の突起が設けられた警告ブロック)を敷設することとされている(バリアフリー法施行令第11条)。

また、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならないとされている(バリアフリー法施行令第12条)。

- ① 踊場を除き、手すりを設けること (バリアフリー法施行令第12条第1号)。
- ② 踏面の端部とその周辺の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること(同第3号)。
- ③ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、 点状ブロック等を敷設すること(同第5号)。

さらに、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(平成 24 年国土 交通省。以下「設計標準」という。)において、「通路の照明は、むらがなく、通行に支障 のない明るさとすることが望ましい」とされている。

- ① 階段上端部の廊下等に点状ブロックが敷設されていないもの(3庁舎)
- ② 車いす使用者用便所前の廊下の照度が不足しているもの(1庁舎)
- ③ 階段の手すりが握りにくい形状となっているもの(6庁舎)
- ④ 庁舎の一部の階段に手すりが設置されていないもの(2庁舎)
- ⑤ 階段の踏面端部と踏面に明度差がないもの(2庁舎)

イ 傾斜路

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならないとされている(バリアフリー法施行令第13条)。

- ① 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること(第 1 号)。
- ② その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること(第3号)。

今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。

- ① 傾斜路に手すりを設置していないもの(1庁舎)
- ② 傾斜路の存在が容易に判別できないもの(1庁舎)

ウ 便所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は次に掲げるものでなければならないとされている(バリアフリー法施行令第14条第1項)。

- ① 便所内に、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房(以下「車いす使用者用便房」という。)(注2)を一以上設けること(同項第1号)。
 - (注2) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者 用便房の構造を定める件」(平成18年12月15日付け国土交通省告示第1496号)において、車 いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていることとされている。
- ② 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具(注3)を設けた便房を一以上設けること(同項第2号)。
 - (注3) 当該水洗器具は、設計標準において、「オストメイト対応」とされている。 なお、設計標準においては、人工肛門及び人工膀胱保有者を「オストメイト」と呼称している。
- ③ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛け式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない(第2項)。

今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。

- ① 車いす使用者用便房を設置していないもの(1庁舎)
- ② 車いす使用者用便房に十分な空間が確保されていないもの(9庁舎)
- ③ オストメイト対応便房がないもの (34 庁舎)
- ④ 男子用小便器の高さが基準を満たしていないもの(3庁舎)

エ 敷地内の通路

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならないとされている(バリアフリー法施行令第16条)。

- ① 段がある部分は、i)手すりを設けること、ii)踏面の端部とその周辺の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること (同条第2号)。
- ② 傾斜路は、i)勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には手すりを設けること、ii)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること(同条第3号)。

今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。

- ① 段に手すりが設置されていないもの(4庁舎)
- ② 段の踏面端部とその周辺部分とに明度差がないもの(5庁舎)
- ③ 段に手すりが設置されておらず、明度差もないもの(1庁舎)
- ④ 移動等円滑化経路上の傾斜路に手すりが設置されていないもの(4庁舎)

才 駐車場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならないとされている(バリアフリー法施行令第17条第1項)。

また、車いす使用者用駐車施設は、i)幅は350cm以上とすること、ii)車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けることとされている(同条第2項)。

- ① 車いす使用者用駐車施設を設置していないもの(2庁舎)
- ② 車いす使用者用駐車施設の幅が確保されていないもの(1庁舎)

力 移動等円滑化経路

(ア) 段

移動等円滑化経路(高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路)上には、傾斜路又は エレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、階段又は段を設けないこととされ ている(バリアフリー法施行令第 18 条第 2 項第 1 号)。

今回、調査対象庁舎において、移動等円滑化経路上に段があるものの、傾斜路等が設置されていないものが1庁舎みられた。

(4) 出入口

移動等円滑化経路を構成する出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこととされている (バリアフリー法施行令第18条第2項第2号)。

今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。

- ① 移動等円滑化経路上にある扉が容易に開閉できないもの(1庁舎)
- ② 玄関出入口扉が手動式扉となっているもの(1庁舎)

(ウ) エレベーター

移動等円滑化経路を構成するエレベーターかご内及び乗降ロビーには車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとされている(バリアフリー法施行令第 18 条 第 2 項第 5 項)。

今回、調査対象庁舎において、エレベーターかご内の制御装置が、車いす使用者が利用しやすい位置に設置されていないものが1庁舎みられた。

キ標識

移動等円滑化の措置が採られたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを示す標識を設けなければならないとされている(バリアフリー法施行令第 19 条)。

- ① エレベーターの設置位置を示す表示がないもの(1庁舎)
- ② 車いす使用者用便所の案内表示がないもの(3庁舎)
- ③ オストメイト対応便房を設置しているが設置位置を示す表示がないもの(2庁舎)
- ④ 車いす使用者用駐車施設の位置表示がないもの(6庁舎)

ク 案内設備

建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置が採られた エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を 設けなければならないとされている(バリアフリー法施行令第20条第1項)。

また、建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置が採られたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならないとされている(同条第2項)。

今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。

- ① 車いす使用者用便所の配置を庁舎案内板に表示していないもの(1庁舎)
- ② 庁舎案内板に点字が敷設されていないもの(2庁舎)

ケ 案内設備までの経路

道等から建物の案内設備又は案内所までの経路については、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならないとされている(バリアフリー法施行令第21条第1項)。

また、視覚障害者移動等円滑化経路は次に掲げるものでなければならないとされている (同条第2項)。

- ① 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること(同項第1号)。
- ② 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うため、点状ブロック等を敷設すること(同項第2号)。
 - 車路に近接する部分
 - ・ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分

- ① 線状ブロック等と周辺床面に明度差がないもの(4庁舎)
- ② 移動等円滑化経路上に点状ブロック等が全く敷設されていないもの (3庁舎)
- ③ 移動等円滑化経路上に点状ブロック等が一部敷設されていないなどのもの(17 庁舎)
- ④ 移動等円滑化経路上に障害物が設置されているもの(6庁舎)

また、当局及び佐賀行政評価事務所は、利用者サービスの向上を図る観点から、平成 18 年度に実施した前回調査において、福岡県及び佐賀県に所在する 29 庁舎について、バリアフリー対策の実施状況を調査し、19 年 3 月に 15 庁舎を管理する関係機関に対して所見表示を行っている。

今回、当局及び佐賀行政評価事務所において、前回調査の結果に基づき所見表示した関係 行政機関が管理する庁舎のうち、13 庁舎について、その後の改善状況を調査したところ、5 庁舎において、指摘事項が改善されていない状況がみられた。

以上の状況は、調査対象庁舎の全てが、バリアフリー法が施行された平成 18 年以前に建設された庁舎であり、同法の施行後、改築等の大規模改修が行われていないことなどによるものと考えられる。

しかし、バリアフリー法及び関係法令の基準が適用される庁舎の施設の中には、改築等の 大規模改修を伴わなくとも基準に適合させることが可能なものもある。

したがって、関係行政機関は、高齢者や障害者等の庁舎の利用上の利便及び安全の向上を促進する観点から、バリアフリー法及び関係法令に基づく基準に適合した施設とするため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 下部機関を含め、高齢者や身体障害者等の参画や意見を聴取するなど高齢者や身体障害 者等の意見を反映した施設点検を行うこと。
- ② 庁舎の大規模改修等を伴わず改善可能な施設については、速やかに改善措置を講ずること。
- ③ 建築物移動等円滑化基準に適合しない建築物特定施設については、今後の修繕又は模様 替の機会を捉え、所要の措置を講ずること。

(2)受動喫煙防止対策の実施状況

健康増進法(平成14 年法律第103 号)第25 条により、官公庁施設など多数の者が利用する施設の管理者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。

また、「職場における喫煙対策に関する指針について」(平成15年7月10日付け勤職—223 人事院事務総局勤務条件局長通知。以下「平成15年人事院通知」という。)等において、各 官署の長等は、国の庁舎内においては、少なくとも空間分煙は確保されるように具体的対策を講ずるとともに、可能な範囲で全面禁煙(庁舎全体を禁煙とする方法)の方向で改善に努めることとされているほか、空間分煙の場合、庁舎内に喫煙室を設けることとし、それが困難な場合は、喫煙コーナーを設け、また、可能な範囲で喫煙所を庁舎外に設けることが望ましいとされている。

さらに、庁舎内に喫煙室等を設けた場合には、たばこの煙の影響を把握するため、当該喫煙室等とその周辺の浮遊粉じん及び一酸化炭素の濃度等を測定することとされている。

また、厚生労働省は、平成22年に「受動喫煙防止対策について」(平成22年2月25日付け 健発0225第2号厚生労働省健康局長通知)を発出し、今後の受動喫煙防止対策の方向性とし て、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として、全面禁煙であるべきとし、 全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図り、また、全面禁煙が困難である 施設・区域については、禁煙区域と喫煙可能区域を明確にし、周知を図り、喫煙可能区域に 未成年者や妊婦が立ち入ることのないように措置を講ずる必要があるとしている。

今回、福岡県及び佐賀県に所在する国が管理する 39 庁舎について、全面禁煙、空間分煙の状況等を調査した結果、庁舎内全面禁煙としているものが 22 庁舎 (56.4%)、庁舎内に喫煙室等を設置し、空間分煙を行っているものが 17 庁舎 (43.6%) となっている。

しかし、調査対象庁舎における受動喫煙防止対策の実施状況をみると、28 庁舎(全面禁煙庁舎 15 庁舎、空間分煙庁舎 13 庁舎)において、次のような状況がみられた。

- ① 庁舎内に喫煙室を設けているが、喫煙室出入口が一部開放されており、たばこの煙が出入口から漏れるおそれのあるもの(1 庁舎)
- ② 屋内全面禁煙としているものの、庁舎外の出入口付近に喫煙コーナー等を設けているもの(3庁舎)
- ③ 喫煙室を設置しているものの、平成 15 年人事院通知に基づく空気環境測定を実施していないもの(11 庁舎)
- ④ 庁舎内を全面禁煙としているものの、全面禁煙の表示を行っておらず、来庁者が全面禁煙かどうか分からないもの(8庁舎)
- ⑤ 喫煙室を設置しているものの、喫煙室の表示等を行っていないもの(4庁舎)

また、当局は、利用者への受動喫煙防止対策を推進するため、平成 18 年度に実施した前 回調査において、福岡県及び佐賀県に所在する 29 庁舎について、受動喫煙防止対策の実施 状況を調査し、4 庁舎を管理する 4 機関に対して所見表示を行っている。

今回、前回調査の結果に基づき所見表示した4機関が管理する4庁舎について、その後の 状況を確認したところ、1庁舎において、指摘事項の一部が改善されていない状況がみられ た。 これら事例が発生している原因として、関係行政機関において平成 15 年人事院通知等に 基づく受動喫煙を防止する措置を十分承知していなかったことによるものと考えられる。

したがって、関係行政機関は、利用者の受動喫煙防止対策を一層推進するため、以下の措置を講ずるよう努める必要がある。

- ① 喫煙室を設けているものの、喫煙室出入口からたばこの煙が漏れる構造となっている庁舎については、喫煙室の構造の改善を図ること。
- ② 庁舎外に喫煙場所を設けている庁舎にあっては、速やかに喫煙場所の変更等の措置をとること。
- ③ 喫煙室を設置している庁舎については、平成15年人事院通知に基づく空気環境測定を適切に実施し、環境改善を図ること。
- ④ 全面禁煙を行っているものの、禁煙表示を行っていない庁舎については、表示を行うこと。
- ⑤ 空間分煙を行っている庁舎については、喫煙場所の表示を行うこと。

3 その他

(1) 防火対策の実施状況

国の庁舎を管理する機関は、火災予防、火災発生時における庁舎利用者の安全確保等を図るために、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)などに基づき、庁舎の防火対策を実施している。

国の庁舎のうち、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1の(15)項に該当し、収容人員が50人以上であるなど、一定の要件を満たす庁舎については、消防法第8条第1項、同第2項などの規定に基づき、庁舎の管理権原を有する者は、①防火管理者の選任及び所轄消防長又は消防署長(以下「所轄消防長等」という。)に対する届出、②防火管理者による消防計画の作成及び所轄消防長等に対する届出、③防火管理者による消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練(以下「消防訓練」という。)等を実施しなければならない。

今回、調査対象とした福岡県及び佐賀県に所在する国が管理する 39 庁舎のうち、防火管理者の選任等が義務付けられている庁舎は 30 庁舎であり、これらの庁舎を管理する 30 機関は、消防法等に基づき、防火管理者の選任及び所轄消防長等に対する届出等を実施する必要がある。

また、防火管理者の選任等が義務付けられた30庁舎のうち、消防法施行令別表第1の(16) 項イに該当する2庁舎については、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条第10項に基づき、消防訓練のうち、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することとされている。

今回、上記 30 庁舎を管理する 30 機関における防火管理者の選任及び所轄消防長等に対する届出等の実施状況を調査した結果、以下のとおり、15 機関(50.0%)において一部不適切

な状況がみられた。

- ① 防火管理者を選任していないもの(3機関)
- ② 防火管理者を選任しているものの、所轄消防長等に対し、届け出ていないもの(2機関)
- ③ 消防計画を作成していないもの(5機関)
- ④ 作成した消防計画を所轄消防長等に対し、届け出ていないもの(1機関)
- ⑤ 平成 25 年度以降、消防訓練を実施していないもの(13 機関)、また、年2回以上行う こととされている消火訓練及び避難訓練を1回しか実施していないもの(1機関)

また、上記⑤の13機関は、その未実施理由について、勤務時間内は、職員が多数の来所者に対応しなければならず、実施する時間を確保することが困難であること、消防関係法令の認識不足などを挙げている。

一方、消防訓練を実施している 17 機関の中には、庁舎利用者への影響を最小限にするため、来所者が少ないと判断される時期及び時間帯を見計らって消防訓練を実施しているものや勤務時間終了後に実施しているものもみられる。

さらに、消防法では、火災予防のために必要な事項として、防火対象物の廊下等に避難の 支障になる物件が放置等されないように管理し、かつ、防火戸について、その閉鎖の支障に なる物件が放置等されないように管理すること(第8条の2の4)などが規定されている。

今回、福岡県及び佐賀県に所在する国が管理する 39 庁舎について、火災予防及び火災発生時における庁舎利用者の円滑な避難という観点から、廊下等への避難の支障になる物件の放置等の状況などを調査した結果、以下のとおり、7庁舎(17.9%)において、不適切な事例がみられた。

- ① 避難経路、防火戸等の前に物件が置かれているもの(3庁舎)
- ② 電気室などに除去する必要がある物件が置かれているもの(6庁舎)

このほか、庁舎に設置されている消防用設備等について、消防法第 17 条の3の3、消防 法施行規則第 31 条の6第1項などの規定に基づき、庁舎の管理権原を有する者などは、消 防用設備等の種類等ごとに機器点検又は総合点検を6月又は1年ごとに実施することとさ れているが、平成 24 年度以降、約3年間にわたって、これらの点検を実施していないもの (1機関)がみられた。

防火管理者の選任及び所轄消防長等に対する届出等の実施状況が不適切などの事例が発生する原因として、次の事項が考えられる。

① 人事異動に伴う防火管理者の選任、消防計画の作成及びこれらの所轄消防長等に対する 届出に係る担当者間の事務引継ぎが的確に行われていないこと。

消防訓練については、消防関係法令の認識が十分でないことなどにより、消防訓練の必

要性が十分理解されていないこと。

また、訓練を実施する時期、時間帯等の検討も十分には行われていないこと。

② 火災予防及び火災発生時の円滑な避難並びに消防用設備等の点検に係る消防関係法令の認識が十分でなかったこと。

したがって、関係行政機関は、火災予防及び火災発生時における庁舎利用者の安全確保等 を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 防火管理者の選任、消防計画の作成及びこれらの所轄消防長等に対する届出に当たっては、担当者間の事務引継ぎができる仕組みを構築するなどにより、防火管理者の選任、消防計画の作成及びこれらの届出を的確に行うこと。

また、消防訓練については、訓練を実施する時期、時間帯等に留意し、消防計画に基づき的確に実施すること。

② 火災予防及び火災発生時の庁舎利用者の円滑な避難を阻害するものについては、速やかに改善措置を講ずるとともに、法令にのっとり、消防用設備等の点検を実施すること。

(2) AEDの設置及び維持管理等の状況

自動体外式除細動器(以下「AED」という。)については、「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知)により、非医療従事者である一般市民も一定の条件の下で使用することが認められたこともあり、急速に普及が進んでいる。

厚生労働省は、平成 25 年 9 月に、AEDの設置場所や配置などの指針となる「AEDの 適正配置に関するガイドライン」(一般財団法人日本救急医療財団策定。以下「ガイドライン」という。)を公表している。

ガイドラインでは、①「市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設」、②「交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設」などが、AEDの設置が推奨される具体例として示されている。

この理由として、ガイドラインは、①については、「規模の大きな公共施設は、心停止の発生頻度も一定数ある上に、市民への啓発、AED設置・管理の規範となるという意味からもAEDを設置することが望ましい。」、②については、「人口密集地域にある公共施設は、地域の住民の命を守るという視点から、施設の規模の大小、利用者数に関わらず、AEDを設置することが望ましい。」としている。

今回、福岡県及び佐賀県に所在する国が管理する庁舎 39 庁舎におけるAEDの設置状況を調査した結果、庁舎内にAEDが設置されているのは 29 庁舎 (74.4%)、設置されていないのは 10 庁舎 (25.6%) であった。

なお、これら 10 庁舎を管理する 10 機関は、ガイドラインが策定された平成 25 年以降、

いずれもガイドラインにのっとったAEDの設置を検討していない。

また、厚生労働省は、AEDの普及が急速に進んでいることを踏まえ、救命救急において AEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止 するため、適切な管理等を徹底することが重要であるとして、平成 21 年4月に都道府県及 び関係団体への通知と併せて、関係省庁等に対し、「自動体外式除細動器(AED)の適切 な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(平成 21 年4月 16 日付け 医政発第 0416002 号・薬食発第 0416002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「平成 21 年通知」という。)を発出している。

平成 21 年通知では、出先機関を含む国の庁舎等に設置されているAEDの適切な管理等の徹底が要請されており、平成 21 年通知に添付された都道府県への通知(「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(平成 21 年 4 月 16 日付け医政発第 0416001 号・薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知)の別紙では、AEDの設置者等が行うべき事項として、①AEDの日常点検等を実施する点検担当者を配置し、日常点検等(日常点検の実施、表示ラベルによる消耗品(電極パッド、バッテリ)の管理等)を実施させること、②AEDの設置情報を財団法人日本救急医療財団(現在は、一般財団法人日本救急医療財団。以下「日本救急医療財団」という。)に登録することが挙げられている。

なお、厚生労働省は、平成25年3月に総務省から、「AEDの設置拡大、適切な管理等について(あっせん)」(平成25年3月26日付け総評相第64号)で一部のAEDの維持管理が適切に行われていない実態が指摘されたことなどを受け、同年9月に都道府県への通知と併せて、関係省庁等に対し、「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(再周知)」(平成25年9月27日付け医政発0927第7号・薬食発0927第2号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知)を発出し、改めて出先機関を含む国の庁舎等に設置されているAEDの適切な管理等の徹底を求めている。

今回、AEDが設置されている 29 庁舎のうち、庁舎を管理する機関がAEDを設置、管理している 27 庁舎における日常点検等の実施状況を調査した結果、16 庁舎 (59.3%) において、以下のとおり、不適切な事例がみられた。

なお、当局の調査日時点において、バッテリが切れているAEDはみられなかった。

- ① 電極パッドの使用期限が経過しているもの(1庁舎)
- ② 表示ラベルが取り付けられていないもの(1庁舎)
- ③ AED収納ボックスの外から、AED本体のインジケータ又は表示ラベルの視認が困難で、AEDの状態又は電極パッド等の交換時期の確認ができないもの(2庁舎)
- ④ 日常点検が実施されていないもの(5庁舎)、また、日常点検の結果が記録されていないもの(5庁舎)

⑤ AEDの設置情報が日本救急医療財団に登録されていないもの(6庁舎)

一方、上記 27 庁舎を管理する機関の中には、策定した管理要領、上部機関が発出した通知(以下「管理要領等」という。)に基づき、AEDを管理している機関もみられた。

管理要領等の策定効果について、当該機関は、「管理要領を策定し、管理者を規定することで人事異動の影響を受けることなく、組織的・継続的にAEDを管理することができ、点検担当者の実施内容を明文化することで点検事項の遺漏を防止し、常時、使用可能な状態の維持に寄与するものと考える。」と説明している。

ただし、管理要領等を策定している機関がAEDを設置、管理している庁舎についても、 上記事例のとおり、日常点検等の実施状況が不適切なものがみられた。

さらに、ガイドラインでは、心停止発生からAEDによる電気ショックまでの時間を短縮するために、AEDを配置した場所が容易に把握できるように、入口付近、多くの人が通る場所等の施設の見やすい場所に配置するとともに、位置を示す掲示、あるいは位置案内のサインボードなどを適切に掲示することとされている。

このため、AEDを設置、管理する機関は、庁舎利用者及び市民が見やすい場所にAEDを配置する必要がある。また、当該機関が、同利用者及び市民に対し、AEDの配置場所を周知するに当たっては、庁舎出入口付近にAEDマークを貼付するなどにより庁舎内のAEDの設置を表示すること、庁舎内の施設案内図、エレベーター内パネルなどにAEDの配置場所を表示することなどが有効と考えられる。

今回、庁舎を管理する機関がAEDを設置、管理している 27 庁舎におけるAEDの配置場所及びその周知状況を調査した結果、以下のとおり、11 庁舎(40.7%)において見直しを検討する余地がある事例がみられた。

- ① 来庁者が多いフロアにAEDを設置していないもの(1庁舎)
- ② 庁舎出入口にAED設置表示がないものや庁舎内案内板などにAED配置場所の表示がないもの(10 庁舎)

なお、当局の調査時において、AED設置表示がないなどの10庁舎を管理する10機関は、 いずれも庁舎内におけるAEDの周知状況の点検を行っていない。

一方、上記 27 庁舎の中には、各フロアやエレベーター内に設置されている案内パネルに A E D の設置場所を表示しているなど、A E D の配置場所が工夫して周知されている庁舎も みられた。

AEDの管理が不適切、AED設置場所の表示の見直しを検討する余地があるなどの事例が発生する原因として、次の事項が考えられる。

- ① ガイドラインが策定された平成 25 年以降、AEDの設置の必要性について検討が行われていないこと。
- ② 管理要領等を策定していない、又は管理要領等に基づく適切な日常点検等を実施していないこと。
- ③ AEDの配置場所の周知状況などについての点検を実施していないこと。

したがって、関係行政機関は、AEDの効果的な利用等を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① AEDが設置されていない庁舎を管理する機関は、庁舎の大小、庁舎が所在する場所の 人口の密集状況等を勘案しながら、庁舎利用者や市民の生命を守る観点から、AEDの設 置について検討すること。
- ② AEDを管理している機関は、組織的・継続的にAEDを管理するため、管理要領等を 策定し、これに基づき日常点検等を適切に実施すること。
- ③ AEDを管理している機関は、AEDの配置場所の周知状況などについて点検し、改善を検討すること。

(3) 身体障害者補助犬の受入意思の表示

身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 7 条第 1 項により、国等は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないとされている。また、同法第 23 条により、国等は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。

今回、調査対象とした39機関における身体障害者補助犬の受入れの表示状況を調査した結果、22機関は、厚生労働省作成の「ほじょ犬マーク」を庁舎建物の出入口など利用者の目につきやすい場所に掲示し、身体障害者補助犬の受入れを明示している。

しかしながら、以下のとおり、17機関で身体障害者補助犬の受入れの明示が十分行われていない状況がみられた。

- ① 上部機関のホームページにおいて身体障害者補助犬の受入れを明示しているものの、庁舎には「ほじょ犬マーク」などを掲示していないもの(6機関)
- ② 庁舎を利用する者に見えにくい場所(庁舎内の受付付近の壁)に「ほじょ犬マーク」を 掲示しているもの(1機関)
- ③ 身体障害者補助犬の受入れを明示することが望ましいことを認識していなかった等の理由により、「ほじょ犬マーク」などを庁舎に掲示していないもの(10機関)

国の庁舎に身体障害者補助犬の受入れを明示することは、身体障害者に対して身体障害者

補助犬同伴についての安心感を与えるとともに、庁舎を利用する一般の者に対しても身体障害者補助犬への理解や配慮を求める意味もある。

今回、意見聴取を行った身体障害者関係団体からも、i)国の庁舎が身体障害者補助犬同伴でも利用可能であることを承知している一般の者は少ない、ii)身体障害者補助犬の受入れを明示することにより、庁舎を利用する一般の者からも身体障害者補助犬についての理解を得ることができ、身体障害者補助犬制度の周知に寄与することができるなどの意見が聞かれた。

したがって、関係行政機関は、身体障害者補助犬利用者の利便の向上及び国民に対する身体障害者補助犬への理解の促進の観点から、身体障害者補助犬の受入れを明示するため、「ほじょ犬マーク」等を庁舎建物の出入口など外部から容易に視認できる場所に掲示する必要がある。